

平成 15 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 海 理 化
(登 記 社 名 株 式 会 社 東 海 理 化 電 機 製 作 所)
代 表 者 の 取 締 役 社 長 飯 田 吉 平
役 職 氏 名 (コード番号 6995 東証・名証第 1 部)
問 合 せ 先 経 理 部 長 奥 村 彰 男
責 任 者
電 話 番 号 0 5 8 7 - 9 5 - 5 2 1 1

株式の売出しに関するお知らせ

平成 15 年 11 月 27 日開催の当社取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 3,150,000 株
- (2) 売 出 人 及 び 氏 名 又 は 名 称 売出株式数
売 出 株 式 数 CMTB イクティンベストメンツ株式会社 900,000 株
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 750,000 株
あ い お い 損 害 保 険 株 式 会 社 600,000 株
第 一 生 命 保 険 相 互 会 社 200,000 株
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 200,000 株
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社 200,000 株
東 京 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社 200,000 株
ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社 100,000 株
- (3) 売 出 価 格 未定(平成 15 年 12 月 4 日(木)から平成 15 年 12 月 9 日(火)までのいずれかの日(以下「売出価格決定日」という。)に決定される。)
- (4) 売 出 方 法 野村證券株式会社、日興シティグループ証券会社、大和証券エスエムピーシー株式会社及び新光証券株式会社(以下「引受人」という。)に全株式を買取引受させたくうえで売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格決定日の翌営業日から売出価格決定日の 3 営業日後までを予定している。
- (6) 受 渡 期 日 売出価格決定日の 7 営業日後を予定している。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (9) 1. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)及び 2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(以下「本件売出し」と総称する。)に関し必要な一切の行為(本件売出しの売出価格、申込期間及び受渡期日の具体的な決定並びにその他必要事項の決定を含む。)をなす権限を、取締役社長に付与する。
- (10) 本件売出しについては、平成 15 年 11 月 27 日に証券取引法による有価証券通知書を提出している。

ご注意：この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記〔ご参考〕2.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 上限 150,000 株
売出株式数は需要状況を勘案した上で、売出価格決定日に決定される。
なお、株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格決定日に決定する。なお、売出価格は1.株式売出し（引受人の買取引受による売出し）(3)売出価格に記載の売出価格と同一金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案し、野村證券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式を自ら売出すものとする。
- (5) 申 込 期 間 1.株式売出し（引受人の買取引受による売出し）(5)申込期間に記載の申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 1.株式売出し（引受人の買取引受による売出し）(6)受渡期日に記載の受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1.株式売出し（引受人の買取引受による売出し）(7)申込証拠金に記載の申込証拠金と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1,000 株

〔ご参考〕

1. 売出しの目的

今般、本件売出しを実施することと致しましたが、これは当社株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに際し、その需要状況を勘案の上、野村證券株式会社が当社株主から借入れる株式（以下「借入れ株式」という。）を対象とする売出しであります。これに関連して、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる売出株式とは別に、150,000株を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を上記株主から付与される予定であります。グリーンシューオプションの行使期間は、上記受渡期日から平成15年12月25日(木)までであります。また、野村證券株式会社は、上記申込期間の終了する日の翌日から平成15年12月19日(金)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限（以下「上限株数」という。）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行うことがあります。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又は上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以 上

ご注意：この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。